

平成28年度社会福祉法人東京緑新会事業報告

年度を振り返って

昨年7月26日未明に発生した『やまゆり園事件』は、障害当事者、福祉関係者のみならず、国民全体に大きな衝撃を与えた。法人にとっても、事業内容が重度身体障害者から徐々に後天性を含む重度重複障害者への支援に移行しつつある中、まさに日常支援の根幹に関わる事件であった。そのため、多摩療護園居住者自治会への支援を軸に、新聞社の取材対応や福祉関係誌への投稿、集会・セミナー等への参加等、職員と利用者とが共同で様々な取り組みを行った。

また、前後する7月15日には、「我が事丸ごと地域共生社会実現」方針について、『自助・互助・共助』の理念により地域住民主体で行うと、厚生労働省から発表された。逆にとらえると、この方針の背景には、格差、貧困問題等が進む中、もはや行政レベルでは対処できない制度の狭間におかれた家族・個人が多数存在し、子供の貧困化等深刻さを増していることを物語っている。その意味で、この方針が社会福祉法人改革の地域公益活動を責務としたことと、軌を一にする関係が見て取れる状況となった。

こうした、『金は出さないが、やってほしい』という方向性は、既存の事業にも影響を与えかねないことが懸念されるが、それでも当法人は東京都地域公益活動推進協議会幹事会を担い、日野市社会福祉法人ネットワークの幹事会にも参加することとなった。これは、多摩療護園が都内広域対応の旧都立施設から脱却し、よりいっそう地域に根ざす姿勢を示すことにも繋がった。

国は財源がないと言いながらも、福祉人材確保の見通しに厳しさを増しているため、3回目の介護職員処遇改善加算を来年度から実施すると発表した。当法人も活発な学習・研修活動を行っており、これを基盤にキャリアアップ要件に沿った対応準備を行った。

利用者支援の課題では、やはり重度化で職員の手が足りなくなる傾向が続いているが、K勤務（10：00～18：30の勤務）が本格実施され、外出を含む日中活動が活発になったのは幸いであった。しかし、ボランティアは益々減少してきており、利用者の重度化で人手が足りなくなる事態は波があるものの、これから本格的に厳しくなると予想され、さらなる工夫やボランティア育成・獲得が課題だが、取り組みについて十分とは言い難かった。そうした中、重度・高齢・病弱化への対応では、国にもっと施設の現状を理解していただくため、厚生労働省への現場視察を要請し、課長を含む4名が来園された。先行して重度化してきた多摩療護園の状況や全国の療護系施設の実情について積極的に伝えることができたと言える。

1 法人全体として取組み

- (1) 「最重度障害者」が地域で安心して暮らせる場を求めて
ア 重度・重複障害者のグループホーム開設に向けて

「家族、外部有識者、他事業運営者と連携する」という方針が予想以上に展開できた。前年度から準備した家族アンケート調査結果の活用が大きく、東社協での学習会や都知事ヒヤリングでの要望趣旨説明のベースにもなった。『医療連携型 GH 事業』等の東京都新規補助事業に結びついたのは間違いない。課題はまだまだ様々にあるが、職員プロジェクトチームとしていよいよ集中的に検討する段階まで漕ぎ着けた。

イ 最重度者への医療支援強化を図った生活の場を求めて

東京都とも話し合ったが、医療法人を立ち上げなければならないことや財源問題等から、新たな施設づくりは断念せざるを得ないとの判断に立った。現状ではベースとなる国の施策が変わらなければ進まないと判断し、「新たな時代における最重度障害者の生活のあり方」の追求により、国に要望することが当面の目標であることとした。なお、次年度東京都には現実的な重度化対策の方策を資料作り等により投げかけるとした。

ウ 併設型短期入所事業拡大の検討について

「職員宿舎単身用の一部を使用し、最低限のハード変更を前提に事業成立が可能かどうか再検討する」という方針であったが、動線やスプリンクラー等のハード問題があり、併設型であっても独立した体制をとらざるを得ず、議論が進められなかった。次年度に持ち越しとした。

エ 東京都からの受託事業「東京都地域移行促進コーディネーター事業」の推進

旧都立3療護施設におけるアパート等への地域生活移行実績は、今年度の3人を加え累計で45人となったが、他の都内民間療護系施設も開設から約15年が経過し、共通した課題が見えてきている。地域生活移行を希望する入所利用者の条件に、医療的ケアの確保や65歳問題への不安解消、被成年後見の立場が移行への妨げになっていること等である。そのため、コーディネーターの係わりは、直接的な個別支援実践を行わなければならない状況が増加している。また、他県施設から都内に戻りたいとする方々への支援も4人対応した。多摩療護園自立支援推進委員会との連携については、ピアカウンセラーも交えて2回話し合いを行った。

オ 東京都からの受託事業「東京都障害者支援施設等人材育成事業」の推進

今年度から開始した本事業は、知的3、身障1（多摩療護園）の各4施設が「人材拠点施設」とされ、他の施設の中堅職員を約2週間にわたって受け入れ研修実施する制度である。4施設は高齢化、重度化、医療的ケア、強度行動障害等をメインテーマとして、様々な経験や工夫等について伝えるようにした。今後利用者の障害が重くなっていく施設の職員さんたち計16人に交流を含めた学びの場を提供した結果、都庁で開催した報告会では、「先を見通して考える機会が得られた」「原則的な取り組みが重要と分かった」等の率直な感想が上がった。

(2) 地域連携公益活動の取り組みに関して

東京都地域公益活動推進協議会が準備会を経て9月に立ち上がり、幹事会に東社協

を通じて、法人理事を派遣（地域ネットワーク推進委員会所属）。また、日野社協を中心とする日野市社会福祉法人ネットワークもできた。活動はまだ初期段階だが、様々な可能性を秘めている。次年度の進展状況により、法人内に地域公益活動推進委員会を設置することとした。

（３） 法人としての職員支援・育成

ア 法人独自研修

「障害者差別解消法・障害者虐待防止法等の継続的学習会を実施する」との方針に沿って、障害者虐待防止研修を受けたリーダー職員が、５回職員向けの伝達研修を行った。

イ 年間を通じた法人内キャリアパス研修の充実とフォロー

「外部から講師を招き１０回シリーズで連続的に実施する」という方針は、研修委員会のバックアップ体制も機能し、周辺施設の参加を含め活発な取り組みとなった。また、法人としての職員ヒヤリングは、次年度１２月頃から実施することとした。３回目の介護職員処遇改善加算が次年度付くことになり、キャリアアップ手当ての準備も整ってきたため、研修への参加状況等個人キャリア記録に加え単年度毎に業務姿勢等についても評価することとした。

ウ 研修委員会のあり方検討と役割の整理・実践

「定期的に委員会を開催し、職員の希望・意見に沿った企画提案や、必要に応じて研修会開催の準備・運営等を行う」という方針は、１０回連続研修と連動し相乗効果が生み出されたと言える。委員会が現場の意見を反映する、重要な役割を担った。

エ 外部研修派遣（受講及び講師）

外部研修講師派遣は、４～５人の職員に限定されるが依頼を受け対応した。また、受講も前年度以上に実施した。身障協全国大会では、「被成年後見利用者の地域移行」の事例報告を行った。

オ 他施設見学等の独自企画（受け入れ及び見学依頼）

国、都、自治体、他施設、福祉関係者個人、家族・本人等見学の受け入れは活発に行われた。当方からの他施設見学研修も実施した。

カ 障害者雇用対象職員への支援

対象職員が入職から５年目ということや、様々な職員の声掛け等から特に問題なく業務に励んでいるが、業務上の課題や要望等も十分に把握する必要がある。しかし、今年度意識的な取り組みはなされておらず、次年度以降の支援のあり方を再検討する。

キ 非正規職員等の就労環境改善への支援

「研修の機会や業務上の課題、本人の要望等を把握し支援する」という方針については、特に多摩療護園生活部の４時間パート、食事介助等２時間パート職員が対人支援を担うものの少人数であり見落とされがちになる傾向がある。コーディネーターが極めて

重要視されなければならない対象職員と言えるが、業務上のサポート状況のみ職員間で把握し支援する実態に変わりがなかった。次年度からは、現場での責任体制を明確にし、定期的な状況把握や全般的支援ができるように取り組む。

ク ストレスマネジメント体制の継続と強化

今年度のストレスチェックアンケート回収率は84.7%、介助班3階女性が前年度から大幅に総合健康リスクが改善しており、欠員状況解消の効果が反映されたと言える。逆に介助班3階男性の負荷が高まっていた。また、相談支援男性も大幅に改善されたものの依然高い状態が続いている。平成22年度から実施しているストレスチェックだが、業務体制の調整・工夫とともに、重要指標として今後も実施し分析する。

ケ 施設間ネットワークづくり

療法士・日中活動関連従事者の交流会（東障協専門委員会）は、他施設の担当となったが、経過が分からず実施できていないため、きっかけを作った多摩療護園関係が開催に協力することとし、次年度に持ち越しとなった。

(4) 障害者の権利擁護

ア オンブズパーソン活動の取り組みについて

利用者の重度化に伴って、定例会での論議も、K勤務本格実施に伴う課題整理や『やまゆり園事件』後の防犯体制のあり方について等支援体制全般に関する権利擁護のあり方をチェックする内容が増加してきた。個別では重度の高次脳機能障害利用者の他害行為問題、短期入所利用者とのコミュニケーション不足から苦情が出された問題等があった。

イ 利用者の権利擁護の取り組みについて

歯科医師による嚥下指導、STの個別支援アドバイスを引き続き今年度も受け、年度途中からST支援の職員側コーディネーターも決定した。支援の成果も蓄積されてきている。利用者の重度化が進行する中、専門職の視点や意見は日常支援に大きな影響を与えるが、国が意思決定支援責任者の配置やガイドラインを示しているため、利用当事者の意思決定との整合性に配慮しながら、次年度もST来園回数を大幅に増加する等して対応する。なお、OTは事業所に所属しているケースが殆どで派遣してもらうことは困難性が高いが、引き続き検討する。

(5) 情報管理・共有化

ア ホームページの再構築と更新・活用について

ホームページの全面変更について、複数業者の企画内容を精査し選択した。IT委員会メンバーが今後コーディネートできるよう、次年度集中研修を受けて対応する。

イ 『ほどくぼ便り』編集体制の強化

IT委員会からリーダー会議に業務を移行させた。管理者を含む責任体制の明確化を図り、編集会議はリーダー会議の中で行うこととした。引き続き、PCネットワークシステムによる情報共有の徹底で、編集をスムーズに実施できるようにする。

(6) 社会福祉法人改革に対応した取り組み

理事会・評議委員会の役割等の変更から、各種手続き対応に時間が割かれる状況であった。地域公益活動の検討や事業運営の透明性向上、財務規律の強化等引き続き取り組んで行く

2 障害者支援施設多摩療護園

(1) 施設入所支援・生活介護の活性化

ア 業務検討委員会による勤務形態・一部入浴時間帯変更等方針の後追い

- ・ 新たな勤務体系であるK勤務（10：00～18：30）は、試行対応を経て12月から男性2名、女性1名の3名体制により、ADLと日中活動支援のバランスを図りながら本格実施した。業務検討委員会は当面の役割を終え、リーダー会議で今後の諸課題に対応することとした。これにより、日中活動対応人員が増加し、外出等の活性化に繋がった。

イ 専門グループの再構築と研修体制整備による職場の活性化

- ・ 日常的課題については、「適正な職員配置の下で食事の安全を確保し、一人ひとりのペースに合わせた介助・見守りを実行する」の考え方で話し合い、パート職員増員も視野に入れた改善案を作成した。
- ・ リスクマネジメントについては、通所生活介護が、対象案件を火曜日のミーティングで全体化し検証しているが、入所部門での掘り下げが不十分であったため、現場にフィードバックしながら改善対策を講じる手法に転換し始めてきた。
- ・ 防災委員会については、緊急連絡網の対応変更として一斉メールを実施した。今年度は防犯訓練をはじめ実施し、大規模地震を想定した避難対応では、利用者が具体的なイメージが持てるよう工夫を凝らしたプログラムによる訓練とした。災害時の事業継続計画（BCP）の検討については「大規模災害マニュアル」の修正としてまとめられたが、時間の経過を踏まえた対応は次年度からの課題となった。
- ・ 日常生活用具委員会の研修等強化策としては、かなりの対象機器があり、プロパーとなった職員を中心に人材の育成に努めることを重点として取り組んだ。
- ・ その他、研修委員会、IT委員会等前述参照。

ウ 利用者支援の充実に向けた職員の意識向上

- ・ 「ケアガイドライン検討会の結果を踏まえ、課題の抽出によるマニュアルの整備、課題解決のための方策案等に繋がるよう、まとめの取り組みを行う」という方針は、担当サブリーダーの交代もあり、十分に対応できなかった。

エ 新人教育の強化

- ・ 「新人研修のあり方を改めて検討する。プログラムには職業病対策等も取り入れる。研修日数の見直し、一定期間経過後の研修についても再検討する」という方針は、一部修正されたが、なお継続して対応する。

オ 第三者評価の分析と改善

- ・ 「利用者の障害重度化に対応した独自の視点での第三者評価の補強」については、施設現場における日常的な利用者の意向把握と第三者評価結果とのズレがテーマとなる。しかし、現場での分析が不十分では職員の感動的な域を出ず、手法の検討も含め次年度の課題とする。

カ 総合的利用者支援の追及

- ・ ①「意見交換会」②「介助検討会」③「支援検討会」のタイムリーな内容の園内学習会を引き続き実施することについては、確実に実行されたが、介助中の職員の怪我等が問題となっており、「介助検討会」を検証の機会としても活用する等より実践的な場としての位置づけと情報共有が課題となった。

キ サービス等利用計画作成へのコーディネート支援

- ・ 「外部事業所によるサービス等利用計画作成をコーディネートする」の方針は、随時対応しており、セルフプランのケースも2例あった。だが19名の支援実績があった他事業所の担当相談専門員の退職から、次年度以降の対応を再度強化しなければならない状況となった。

ク 自立生活センター等外部支援団体との連携による利用者の自立支援

- ・ 地域移行希望者が極端に減少してきており、学習会の企画も実施されなかった。ピアカウンセリングは継続されているが、直接地域移行に結びつくケースは稀であり、自立支援推進委員会、地域移行促進コーディネーター、ピアカウンセラーとで話し合いを2回行った。今後利用者のセルフアドボカシーや意思決定支援に関する支援課題が要となってくるため、支援体制の再構築を検討する段階にきている。

ケ 利用者への適切な医療的支援と対応

- ・ 利用者の延命・救命が引き続き課題となった。利用者と家族の意向が一致しているのかどうかの確認は重要であり、延命をしないと希望した場合には受け入れ病院も限られ、利用当事者の負担も大きい。そうしたことへの説明責任を十分果たすことや、援護の実施機関との情報交換を密にすることも意識した。その他、新たな難病治療の学習や、介助班支援スタッフへの医療的ケア研修時間の拡大を検討した。

コ ミーティングの活用について

- ・ 夜間から日中入浴への一部移行によりミーティング回数を少なくした分、ミニカンファレンスや検討の場としてミーティングを活用できるように意識的に取り組んだ。特にミーティングの前半に検討内容を議論するスタイルは効果的であった。

サ 時間パート等非正規職員の活用とサポート・コーディネート体制の充実

- ・ 「業務のレクチャーとは異なる研修の機会を検討する」という方針は、研修日が日中入浴業務を外しており、パート職員の休日と重なることが課題となった。

(2) 障害者支援施設の日中活動

- ア 行事（園内・園外）の充実を図り、利用者が安全に無理なく楽しめる活動を提供

する

- ・ 「行事内容の事前情報提供の徹底と安全性に留意する」という方針は、起案書に利用者の留意事項を記載したが、園内PCネットワークシステムで職員全体に向け周知徹底する必要があった。

イ 専門職（PT・ST・OT等）と連携し、重度化に対応した日中活動を検討する

- ・ PT相談やPT独自の取り組みは実施されているものの、障害の多様化・重度化の中で、個別性に対応した支援が求められる。それには、専門職の視点に加え、支援現場の視点を有する日中活動と個別生活支援との連携が必要となり、意識的な実践を共同で追求することが課題であった。しかし、具体的な取り組みにまでは至らなかった。まずは2つの役割を結び付けるようコーディネートすることが鍵であり、次年度重点的に取り組む。

ウ 地域住民との関係づくりを積極的に行い、ボランティア受入れ体制の充実を図る

- ・ 「地域住民が活用できる（会輪空間）を目指し、地域住民・近隣学生への働きかけは組織的に対応する」という方針は、一部湯沢福祉センター団地自治会との接点ができたり近隣大学のボランティアセンターとの関係ができたりしたが、ボランティア拡大には十分結びついておらず、組織的意識的な実践が必要であった。次年度積極的な取り組みを企画する。

エ 地域の各学校からの職場体験、ボランティア体験、教員取得のための介護等体験、介護実習等の受入れ体制の充実を図る

- ・ 問題点としては、全般的な縮小傾向に歯止めが掛からなくなってきたことが挙げられる。そうした状況だからこそ、これまでの受け入れスタイルを継続するだけでは不十分である。介護等体験生や介護実習生の減少は必ずしも施設側のせいではないが、福祉に関係する方々の来園はチャンスであり、これまで以上に関係者との結びつきを組織的な形で強める必要があった。

オ 施設の地域開放体制の充実を図る

- ・ 施設の地域開放や地域貢献の課題については進展しなかった。こうしたテーマは外部の様々な団体、個人との接点が拡がらないと難しい。利用者の重度化に伴い内向き傾向が強まる現場状況の中、日中部門から内向きにならいう、利用者、個別支援担当職員等の協力を得ながら外に向け発信する努力が必要であった。

カ 利用者および職員に対するストレス対策の充実を図る

- ・ 「ヨーガの実施」は継続されたが、「外部施設見学等の企画・交流」は主に東社協身体障害者福祉部会従事者会の活動をイメージしたものであり実現しなかったが、今後の他施設と共同の取り組みに期待したい。

キ 障害者雇用支援事業（就労移行前研修プログラム）へのサポート体制充実を図る

- ・ 七生特別支援学校と連携を図りながら、プレジョブで3名の職場実習生を受け

入れた。

(3) 通所生活介護事業

通所生活介護事業（単位Ⅱ）の安定的運営について

ア 平成28年度の利用者拡大について

- ・ 利用予定者数の1日当たり目標値は国の要件に従い定員を上回る範囲で設定していたが、ほぼ定員と同程度となった（実利用者は定員の2倍を超える）。通所生活介護内における重症心身障害者定員枠が煮詰まっていた中、利用調整も不確実性が増加し特別支援学校からの重度重複障害者受入れ確定を難しくさせた。そのため、次年度から看護師の増員等で従来の「重心」定員を拡大し、利用調整をよりきめ細かく実施することとした。

イ サービスの質向上について

- ・ 「情報管理ツールの活用で、情報伝達を確実、効率的に追求」の方針に基づき、支援記録やヒヤリハット記録等の増加に繋がり支援の向上が図られた。
- ・ 「利用者の呼称統一、言葉遣い、言葉かけ等の厳守徹底」は、障害者虐待防止伝達研修等の実施で注意喚起した。
- ・ 「土曜日入浴の引き続きの計画的実施」は、1日平均約10人の利用で、年末年始の事業所閉所後2回38人が利用した。
- ・ 「土曜日出外の積極的实施」は、羽田空港やお台場等これまでより遠方に足を延ばし、近場の新規外出先も開拓した。また、入所利用者との合同企画で東京都障害者スポーツ大会への参加外出を実施した。

ウ 家族及び他事業所との連携について

- ・ 「利用者懇談会」を2回実施し、当日参加できない利用者のために議事録を速やかに配付した。
- ・ 他事業所の見学場所として、建て替えた清瀬療護園を選び見学した。

エ 地域連携の取り組み検討について

- ・ 餅つき忘年会や移動水族館等同一法人内で開催されるイベントに参加し、また入所利用者と共に相模原事件のフォーラムに参加する等社会参加・交流を行った。

(4) 短期入所事業の継続的運営について

ア 利用率100%達成に向けた取り組みについて

- ・ 利用率は99%であり前年度より1%上回った。直前のキャンセルや利用開始日にインフルエンザを発症したケースもあった。利用率はここ数年固定しており、利用者・家族の様々なニーズにどこまで、どのように応えて行けるのか、さらに検証し検討する必要がある。

イ 空床型短期入所事業の積極的利用について

- ・ 10%の空床対応率を目標としていたが、16%、延べ96日と大幅な稼働となった。また、緊急一時保護は断続的利用を含む3名に対応したが、これまで実施を控えて

きた女性利用者の緊急一時保護にも対応した。

3 地域生活相談室「おあしす」

(1) 全体的状況

ア 職員体制

計画相談支援、障害児相談支援について、身体障害の方、知的障害の方と担当を分けている。『おあしす』の職員定数は2名であるが、室長兼知的障害の方を担当職員の退職を鑑み、昨年度9月より引継ぎのために相談員の増配置を実施してきた。自宅や事業所を2名で訪問するなど丁寧な引継ぎを行うことができた。

イ 計画相談支援、障害児相談支援の利用者数

2014 (H26) 年度末 身体 30 名、知的 34 名、児童 19 名 計 83 名

2015 (H27) 年度末 身体 50 名、知的 44 名、児童 17 名 計 111 名

2016 (H28) 年度末 身体 49 名、知的 46 名、児童 17 名 計 112 名

計画相談の利用者数は前年度と大きく変わりがないものの、身体だけでも3名が亡くなり、1名が65歳で介護保険制度に移行、複数名が転居など諸事情で他事業所に契約変更しており、数名の利用者と新たに契約を結んでいる。

ウ 地域相談支援

昨年度に引き続いて、地域相談支援の地域移行支援に取り組み、多摩地区の入所施設

設からアパートへの地域移行を支援した（身体障害の方1名。H28年3月に移行）。

(2) 地域生活相談室「おあしす」の運営体制

ア 運営体制

- ① 「会計・経理、勤怠管理、安全衛生、防災、苦情解決、PCシステム等は従前通り多摩療護園の一部として取り扱う」について、計画通り実施した。
- ② 「法人内の意思決定及び連絡調整のため、『おあしす』室長は法人経営会議に出席する」について、実施できた。
- ③ スタンスの共有、相互スーパービジョン、情報共有・意思疎通の場として『おあしす』会議を実施した（基本月1回、第2木曜日13:30~15:00）。

イ サービスの質と効率的な運営体制の確保

- ① 計画・障害児相談支援の国保連請求は、管理者（室長）から知的障害の方を担当する相談支援専門員に引継ぎを実施した。
- ② 電話対応については、休憩時間をずらすことで対応した。面談時の電話については個人情報等に考慮した電話対応を実施した。

(3) 障害者自立支援法・児童福祉法による事業

ア 市指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成支援とモニタリング）

既に『おあしす』と基本相談支援で繋がっている方々、関係機関から『おあしす』

を指名して依頼が寄せられ、必要性、緊急性がある方に限り、新規の依頼に応じた。市内他事業所は新規依頼を受けない傾向が強く、結果として実施機関からの直接依頼が増え、近隣地域の困難ケースを多く抱えることになった。

イ 市指定障害児相談支援事業（通所サービス利用援助とモニタリング）

2014（H26）年度途中から、市が障害児については基本的にセルフプランでの作成要請を出したため、依頼件数の大きな伸びはなかった。転居や年齢から移行するケース

もあったが、所謂困難ケースや重い障害があり医療的支援を必要とする重症心身障害児については実施機関、保健所等から問い合わせが多く、新規契約に繋がっている。

ウ 都指定一般相談支援事業（地域移行支援と地域定着支援）

実施機関等の依頼を受け、入所施設からアパートへの地域移行を支援した。これに関しては、「東京都地域移行促進コーディネート事業」業務との調整を図りながら事業執行を進めた。

エ 障害支援区分認定調査受託

2016（H28）年度中の契約・実施件数は4件であった（日野市内の施設入所支援の利用者が対象）。

オ 基本相談支援

現在41名の方が基本相談のみで繋がっており、計画相談の利用者を加えると延べ161名の方の基本相談を受付けている。

（4）地域連携・資源開発・ネットワーク

ア 日野市地域自立支援協議会

継続的に相談支援部会委員を派遣した。

イ 日野市計画相談支援・障害児相談支援の実施に係る連絡会

日野市障害福祉課主催の標記の事業を担う市内事業所の連絡会である。

月1回の会議に継続的に出席した。

ウ 近隣特別支援学校との連携

近隣4校とは、一定数の生徒・卒業生・家族が相談に繋がっており、連携して関係者の相談支援に当たった。

① 東京都立七生特別支援学校

日常的な支援連携の他、学校におけるケア会議、個別移行支援計画会議に出席した。

② 八王子特別支援学校

保護者での制度説明、生徒の授業・卒業生の勉強会への講師派遣を行った。

③ 八王子東特別支援学校

個別移行支援計画会議に出席した。

エ 障害基礎年金受給申請講座の実施等

障害者にとって大切な所得保障である障害基礎年金、制度の基本や受給申請に向けた申立書の書き方、診断書の基本等を手ほどきする講座を2017（H29）年2月18日に開催した。重度重複障害者のグループホームづくりについては、保護者・家族との連携や開設への動きが進行する中、法人常勤理事が引き続き担当しており、今年度も推移をみながら適宜『おあしす』として必要な協力を行った。

（5）苦情解決

多摩療護園の苦情解決の仕組みを援用して対応した（別紙「概要」書面あり）。
2016（H28）年度の苦情案件は0件であった。

（6）広報

以下の媒体を活用して広報活動を実施した。

ア ホームページ

法人、多摩療護園のホームページを活用した。

イ 東京都障害福祉情報

基本的スタンス等を詳細に記入している。（投稿）

ウ パンフレット

知的障害の方にわかりやすいパンフレットの作成に取り組むことができなかった。

エ ポスター

「掲示場所1か所（七生特別支援学校）からの拡大を図る」としたが、現状のままとなった。

（8）研修・スーパービジョン

ア 外部の研修への参加

地域生活支援、相談支援の体制整備と支援技術に関わる研修に職員それぞれが参加した。

イ 相談支援専門員研修

相談支援専門員現任研修を8月に1名が受講した。

ウ スーパービジョン

- ① それぞれ担当する個別の相談支援についても相互に相談しながら進めてきた。また、地域の事業所等からの相談、行政からの困難ケースの相談・依頼が増加している。
- ② 相互スーパービジョンの場として『おあしす』会議を開始した。

（9）東京都からの委託事業「東京都地域移行促進コーディネーター事業」の推進

受託施設を含む5施設で利用者の地域生活に係る意向調査を行い、18施設と担当施設が拡大した段階で同様の意向調査を実施した。調査から全体の希望者数、意向の傾向を掴めた。担当施設及び利用者から直接要請があった際は、各施設の管理者承諾の下で個別面談等を実施してきた。その結果、利用者が宿泊体験を希望した際は支援団体と施設の調整役を果たし、約1ヶ月の宿泊体験に繋げている。2016年度の地域移行者は、

多摩療護園ではいなかったものの、本事業で係わった3名がアパートへの一人暮らしを実現できた。

6月22日に本事業2回目となる『風は生きよという』の映画上映&講演会を日野療護園と多摩療護園の共催で開催し、関係施設の利用者・職員等54名の参加があった。今年度地域移行に繋がった2名、取り組みに拍車をかけられた2名はこの映画会参加者だった。

ニーズがあるものの取り組みがフリーズしていたケースで、他法人相談支援事業所と連携したことをきっかけに、CILの自立生活プログラムへの参加や、別のCILとの年間プログラムを開始したケースがあった。都外施設では直接面談を行った利用者3名が新規グループホームに入所申請を行ったり、アパート生活に移行したい高次脳機能障害の利用者への訪問、電話相談を実施したりした。また、都内の担当施設でも家族、施設、支援団体との間に入り、地域移行に向けた実施機関、受入機関との調整役としての役割を担う等した。